

V 下水道事業

1 岐阜市下水道処理区域図



2 下水道

(1) 沿革

本市の下水道は、昭和9年7月に、当時では画期的な汚水と雨水を分けて処理する分流式下水道を日本で最初に採用し、旧市街地490haを対象として着工した。昭和12年7月には下水処理場（現中部プラント）が処理を開始し、当時の東京市、名古屋市、京都市、豊橋市に次ぐ国内5番目の下水処理場を有する都市となった。その後、昭和18年3月までに約300万円を投じ、中部処理区が完成した。

昭和20年には戦災により大きな被害を受けたが、戦災復興事業として昭和26年までに復旧を完了し、翌昭和27年からは一部区域の拡大を図り、昭和38年までに計741haの整備が完了した。

これと前後し、昭和37年には、戦後特に住居地区・文教地区として著しく発展していた長良川以北の地域を対象とした北部処理区の整備事業に着工し、北部プラントが昭和41年7月に一次処理、昭和43年5月に二次処理を開始、汚水中継施設として則武ポンプ場が平成2年4月に稼働を開始した。

また、県庁を中心に急速に市街化しつつあった南部地域を対象とした南部処理区は、昭和45年に整備事業に着工し、南部プラントが昭和48年6月に処理を開始、汚水中継施設として須賀ポンプ場が昭和61年4月に稼働を開始した。

平成10年には、北西部地域を対象とした北西部処理区の整備事業に着工し、平成14年12月に木田・七郷・合渡地区の一部を供用開始し、北西部プラントが平成16年2月に処理を開始した。

流域関連公共下水道では、昭和59年には旧市街地に隣接し市街化の進んでいた長森・日野地区を東部第1処理分区及び東部第2処理分区、平成元年には宅地開発等が進んでいた芥見・岩地区を芥見処理分区、平成7年には前年に市街化区域へ編入された南西部地区を日置江処理分区、さらに平成19年には住宅団地や住居系の地域がある藍川・三輪地区を北東部処理分区として順次着工し、平成3年4月に東部第1・東部第2処理分区、平成4年3月に芥見処理分区、平成9年3月に日置江処理分区、平成23年3月に北東部処理分区の供用を開始した。また、平成18年1月には羽島郡柳津町との合併に伴い、平成7年4月より順次供用を開始していた柳津東、柳津西、佐波、高桑の4つの処理分区が編入された。

汚水処理に伴い永続的に発生する下水汚泥を有効活用する取り組みとして、平成6年から汚泥焼却灰から製造した焼成れんがの販売（現在製造、販売共に終了）を開始したが、平成20年かられんがに代わる新たな取り組みとして、汚泥焼却灰から希少資源である「りん」を回収する施設の建設に着手し、平成21年度末に完成した。また、3県1市（愛知県・岐阜県・三重県・名古屋市）が策定した伊勢湾特定水域高度処理基本計画や、岐阜県が策定した木曾川及び長良川流域別下水道整備総合計画を受け、全プラントで高度処理を導入している。

このほか、市街地の浸水被害を解消するため雨水事業により市内各排水区において雨水渠の整備を進めており、中部排水区では昭和57年4月に伊奈波貯留槽、平成26年11月に梶川町貯留槽が稼働を開始、また北部排水区では平成16年から雄総排水ポンプ場に着工し、平成19年度末に完成した。

(2) 概要

現在、単独公共下水道として第28次変更事業計画（令和4年3月）による中部、北部、南部及び北西部処理区の6,087ha、流域関連公共下水道として第11次変更事業計画（令和3年2月）による東部第1・第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の2,673ha、合計8,760haについて事業を進めている。

令和4年度末の処理面積は、単独公共下水道5,801haと流域関連公共下水道2,222haの、あわせて8,023haとなっている。

計画と現況

区 分	単 独 公 共 下 水 道	流 域 関 連 公 共 下 水 道
都 市 計 画 決 定	岐阜市告示第 2 1 0 号 (H26.6.16)	
下 水 道 法 事 業 計 画	下 第 2 2 3 号 (R4.3.8)	下 第 2 5 4 号 (R3.2.24)
都 市 計 画 法 事 業 計 画 認 可	岐 阜 県 告 示 第 1 3 5 号 (R4.3.29)	岐 阜 県 告 示 第 1 2 7 号 (R3.3.23)
認 可 期 間	昭 和 9 年 7 月 ~ 令 和 7 年 3 月	昭 和 5 9 年 3 月 ~ 令 和 8 年 3 月

(令和5年3月31日)

区 分	拡 張 計 画 及 び 現 況											計	
	単 独 公 共 下 水 道				流 域 関 連 公 共 下 水 道								
	中 部 処 理 区	北 部 処 理 区	南 部 処 理 区	北 西 部 処 理 区	東 部 第 1 処 理 分 区	東 部 第 2 処 理 分 区	芥 見 処 理 分 区	北 東 部 処 理 分 区	日 置 江 処 理 分 区	柳 津 地 域			
処理面積 (ha)	計画	625	1,621	2,336	1,505	913	185	489	498	157	431	8,760	
	現況	625	1,596	2,321	1,259	787	184	416	318	124	393	8,023	
処理人口 (人)	計画	38,540	81,360	104,580	40,800	39,460	9,030	18,050	11,850	3,430	11,560	358,660	
	現況	38,390	82,980	109,310	50,700	41,430	9,410	17,870	11,610	3,700	12,400	377,800	
処理能力 (m ³ /日)	計画	31,500	43,300	72,100	32,000	—	—	—	—	—	—	178,900	
	現況	31,500	43,300	72,100	21,200	—	—	—	—	—	—	168,100	
処理水量 (m ³ /日)	現況	24,834	36,222	50,275	11,301	15,111	2,613	8,231		4,936		153,523	
汚水管延長 (m)	現況	173,347	469,948	582,639	344,689	250,090	50,715	133,525	110,538	36,094	101,898	2,253,483	
計画年次 (年度)	計画	S.9 ~ R.6	S.37 ~ R.6	S.45 ~ R.6	H.10 ~ R.6	S.58 ~ R.7	S.58 ~ R.7	H.1 ~ R.7	H.17 ~ R.7	H.6 ~ R.7	S.63 ~ R.7	—	
建設費 (百万円)	現況	23,010	33,206	45,590	44,119	17,901	3,535	11,021	10,925	2,478	11,140	202,925	
排除方式	現況	分 流 式											—
処理方式	現況	凝集剤併用 型ステップ 流入式多段 硝化脱窒法 + 急速ろ過法	嫌気好気 活性汚泥法	凝集剤併用 型循環式硝 化脱窒法 + 急速ろ過法	木曾川右岸流域下水道に接続 (岐阜県各務原浄化センター)							—	

注；計画欄数値は、事業計画数値である。

汚水管延長は、令和3年度繰越を含み、令和4年度繰越を含まない。

建設事業費は、雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

柳津地域欄数値は、高桑、佐波、柳津西、柳津東の4処理分区の合計値である。

イ 普及状況

(令和5年3月31日)

区 分		数 量	普及数量	率(%)	備 考
普及率	行政人口 (人)	401,294	377,800	94.1	行政区域内人口に対する処理人口の率
水洗化率	処理人口 (人)	377,800	327,980	86.8	処理人口に対する水洗化人口の率
	処理戸数 (戸)	190,780	164,506	86.2	処理戸数に対する水洗化戸数の率
整備率	計画決定面積 (ha)	9,150	8,023	87.7	処理区域の都市計画決定面積に対する処理面積の率
	事業計画面積 (ha)	8,760	8,023	91.6	事業計画面積に対する処理面積の率

ロ 下水道の進捗状況

(令和5年3月31日)

区 分		事 業 計 画	令和4年度迄の実績	進捗率
事業費	管 渠	142,170 百万円	137,125 百万円	96.5 %
	ポ ン プ 場	3,258 百万円	3,250 百万円	99.8 %
	プ ラ ン ト	66,419 百万円	62,550 百万円	94.2 %
	計	211,847 百万円	202,925 百万円	95.8 %

注；雨水管渠及び雨水ポンプ場に係る事業費を含む。

ハ プラント及びポンプ場の概要

(a) プラントの概要

(事業計画分)

名称 区分	中部プラント	北部プラント	南部プラント	北西部 プラント	備考
位置	岐阜市祈年町 4丁目	岐阜市西中島 6丁目	岐阜市南鶉 6丁目	岐阜市曾我屋 8丁目	令和4年3月 変更
敷地面積	2.20 ha	3.91 ha	3.92 ha	7.66 ha	
計画処理能力	31,500 m ³ /日	43,300 m ³ /日	72,100 m ³ /日	32,000 m ³ /日	
水処理方式 (計画)	凝集剤併用型 ステップ流入式 多段硝化脱窒法 +急速ろ過法	嫌気好気 活性汚泥法	嫌気好気 活性汚泥法	凝集剤併用型 循環式硝化脱窒法 +急速ろ過法	
汚泥処理方式	濃縮→脱水 →北部へ搬送	濃縮→脱水 →焼却 →りん回収	濃縮→脱水 →焼却 →北部へ搬送	北部へ圧送	
放流先河川	新荒田川	伊自良川	境川	根尾川 (伊自良川)	
処理開始年月日	昭和12年7月1日	昭和41年7月1日	昭和48年6月7日	平成16年2月7日	

(b) ポンプ場の概要

(事業計画分)

名称 区分	則武ポンプ場 (汚水)	須賀ポンプ場 (汚水)	雄総排水ポンプ場 (雨水)	備考
位置	岐阜市則武 字本島	岐阜市須賀 1丁目	岐阜市雄総桜町 1丁目	令和4年3月 変更
敷地面積	0.09 ha	0.44 ha	0.40 ha	
計画揚水量	2.2 m ³ /分	16.4 m ³ /分	369 m ³ /分	
放流先河川	—	—	長良川	
運転開始年月日	平成2年4月20日	昭和61年4月26日	平成20年4月1日	

《各プラント及びポンプ場における非常用自家発電設備の状況》

名称 区分	中部 プラント	北部 プラント	南部 プラント	北西部 プラント	則武 ポンプ場	須賀 ポンプ場
自家発電機容量(kVA)	875	875	1,500	625	45	100
燃料タンク容量(ℓ)	7,000	11,200	25,500	8,400	200	390
運転可能時間(h)	17	23	106	33	10	41

二 受益者負担金制度の導入

(a) 導入の経過

受益者負担金は、昭和38年の生活環境施設整備緊急措置法に基づく下水道整備5箇年計画により下水道を計画的に整備するため、その財源確保の方策として受益者負担金制度の採用が提言され、国においても制度採用都市には国庫補助金の増大及び起債の許可を優先的に考慮するなど積極的指導がなされてきた。

岐阜市における下水道は、昭和9年以来拡充整備してきたが、都市周辺部の急激な発展に伴い、公害対策、環境衛生の面からも下水道建設要望は強く、早急に整備する必要に迫られた。計画されている北部排水区及び南部排水区の整備には莫大な建設費が必要となり、限られた財源ではいつまでも下水道の普及はなく、建設財源を確保することが必要となり、これの財源として昭和45年度から受益者負担金制度を導入することとなった。

(b) 負担率の決定

受益者負担率は1/3～1/5の範囲とされているが、岐阜市の場合は1/5と最低の率で決定された。

(c) 導入にあたっての問題点

昭和9年以来の下水道建設により負担金賦課時点での整備は、中心部はもちろんのこと長良川以北地区一部についても下水道が完備していたので、この既設地区からの負担金徴収が難しいと考えられたが、負担の公平を保つため既設地区からも徴収することと決定された。

(d) 住民説明方法

既設地区については、自治会単位で説明会を開催した。その後、各町内からの申出、希望により説明会を開催している。

(e) 農地への賦課

農地については、申請により農地転用まで徴収を猶予する。ただし、市街化の著しい区域の農地については、この限りでないとし、現在に至っている。

(f) 納付方法

昭和36年度以前に施工済の中部排水区は8か年分割納付、その他の地区については5か年分割納付とし、それぞれ1年を4期に分けて納付する。

(g) 負担金の減免

- 1 国又は地方公共団体が公共の用に供することを予定している土地
- 2 国又は地方公共団体が公用に供し又は供することを予定している土地
 - ア 学校教育法第1条に規定する学校の用地
 - イ 社会福祉法第2条第2項及び第3項に規定する社会福祉事業のために設置された社会福祉施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
 - ウ 警察法務収容施設用地
 - エ 病院用地
 - オ 一般庁舎用地
 - カ 消防施設用地
 - キ 公務員宿舎用地
 - ク その他の建物の土地
- 3 国又は地方公共団体がその企業の用に供している土地
- 4 公の生活扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
 - ア 生活保護法により生活扶助を受けている者が所有し、又は使用する土地
 - イ 生活保護法により生活扶助以外の扶助を受けている者又はこれに準ずる者が所有し、又は使用する土地
- 5 文化財である土地又は文化財である建物その他工作物の土地
- 6 その他その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地
 - ア 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人が同法第2条第2項又は第3項に規定する事業のために設置する施設（児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設を除く。）の用地
 - イ 私立学校法第3条に規定する学校法人が設置するもので、教育の目的に使用している土地
 - ウ 墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項に規定する墓地
 - エ 宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人が同条第3条に規定する境内地として使用している土地
 - オ 鉄道事業法第2条第2項、第3項又は第4項に規定する事業の用に供する施設の用地
 - カ 自治会等が管理する施設に係る用地
 - キ 水路及び公道に準ずる私道
 - ク 電気設備に関する技術基準を定める省令の規定により建造物の築造が禁止されている特別高圧架空電線下の用地又は架空電線路の鉄塔用地
 - ケ その他実情に応じて減免を必要とする土地

(h) 負担金の猶予

- 1 災害、盗難、家族の病気、負傷等の場合、それぞれの関係機関の証明書の取得により1～2年以内の徴収猶予が決められている。
- 2 農地の場合、受益者からの申請により農地転用まで徴収を猶予する。

(i) 負担区制導入の経緯

岐阜市の受益者負担金制度は、北部及び南部排水区の拡張に伴う財源確保の為に昭和45年度から導入されたものであるが、当時、既に施工済の中部・北部排水区についても遡及して負担金を徴収することとし、中部・北部・南部排水区の一体性と継続性を考慮して同一負担金とした。

これら中部、北部及び南部排水区の下水道整備がほぼ完了し、平成3年4月から供用が開始される木曾川右岸流域下水道に接続する東部、芥見排水区の整備が進み、また将来、北西部地域においても計画があることなど総合的判断を加えると、現行制度をそのまま移行することは著しく妥当性を欠き、かつ公正な負担金制度を維持することが困難と考えられ、平成2年7月4日岐阜市公営企業経営審議会に対し、見直しの諮問がなされた。平成2年10月29日、公平かつ妥当な負担金額の設定として、負担区制の導入についての答申が出された。(第1負担区、第2負担区の制定)

その後、本市では下水道整備区域の拡張計画が進められ、平成10年8月新たな単独公共下水道として北西部排水区域の事業認可を取得し、この区域の下水道整備を円滑に推進するための必要な建設財源として、受益者負担金を設定する必要性が生じたことから、平成11年7月12日市長から岐阜市公営企業経営審議会に対し諮問がなされた。平成11年8月11日、負担の軽減に配慮した公正かつ公平な負担金額の設定として、新たな負担区の答申が出された。(第3負担区の制定)

平成18年1月1日には、旧柳津町との合併により旧柳津町における処理分区を第4負担区として設けた。(第4負担区の制定)

平成18年1月に流域関連公共下水道で新たに整備される区域として、北東部排水区域の事業認可を取得した。また、この区域の受益者負担金の設定にあたり岐阜市公営企業経営審議会が、平成19年1月1日に岐阜市長に答申し、平成19年第1回市議会定例会において、第3負担区に北東部排水区を加え単位負担金額が決定した。

市街化区域の整備が概ね完了した後、良好な水環境の保全という環境対策の面からも市街化区域の整備に引き続き、市街化調整区域の整備が必要である。このことから、市街化調整区域における下水道に伴う負担のあり方について、岐阜市公営企業経営審議会が平成21年12月21日に岐阜市長に答申し、平成22年第1回市議会定例会において、市街化調整区域を第5負担区と定め、受益者負担金の単位負担金額を決定した。(第5負担区の制定)

(j) 負担金額

負担区	負担区の推移	1平方メートル当たりの単位負担金額
第1負担区	中部、北部及び南部処理区	50円
第2負担区	東部第1、東部第2、芥見及び日置江処理分区	150円
第3負担区	北西部処理区、北東部処理分区	230円
第4負担区	柳津西、柳津東、佐波、高桑処理分区	420円
第5負担区	市街化調整区域（市長が定める区域をいう。ただし、第1負担区から第4負担区までに含まれる区域を除く。）	250円

(k) 前納報奨金制度の経緯

前納報奨金制度とは、受益者が納期到来前の受益者負担金納付額を一括納付する際、報奨金交付基準に基づき交付しており、昭和45年度の受益者負担金制度の導入当初より、受益者負担金の早期納付の促進を目的とし導入された。

平成11年度に市税等の報奨金制度の見直しによる制度廃止に伴い、受益者負担金の報奨金の全期前納交付率を17.7%から8.85%に引き下げた。

令和元年12月の岐阜市上下水道事業経営審議会での審議を経て、経過措置を設けたうえで、令和2年4月1日に廃止した。

ホ 水洗便所普及について

当市は下水道に対する市民の理解が極めて深く、その普及は高率を示しているが、なお次のような普及施策を設けている。

(a) 助成金（平成15年3月31日改正） ※（昭和31年4月1日制度新設）

(イ) 水洗便所改造等工事助成金（新築家屋を除く）

区分	公示3年以内若しくは1年以内に工事を行う場合
市民税均等割または非課税の場合	30,000円
その他の場合	20,000円

(ロ) 共用管布設工事助成金（新築家屋を除く） 5,000円

(ハ) 水路越工事助成金（下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものを除く）

伏越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額	摘要
1.8m 以上 2.5m 未満	83,000円	水路の深さが1.4mを超える場合は0.2m増すごとに11,000円を加算する。
2.5m 以上 3.0m 未満	87,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	91,000円	
3.5m 以上	95,000円	

上越し（水路越工事1件につき）

水路の幅員	金額	摘要
2.0m 以上 2.5m 未満	80,000円	水路の深さが1.5mを超える場合を対象とする。
2.5m 以上 3.0m 未満	89,000円	
3.0m 以上 3.5m 未満	105,000円	
3.5m 以上	116,000円	

(b) 融資あっ旋制度（平成17年1月26日改正） ※（昭和62年4月1日制度新設）

融資額 一世帯につき100万円以内（制度新設時は45万円以内）
 （平成4年4月1日改正時は80万円以内）
 融資利率 年1.9%（制度新設時は年4.98%）
 償還方法 元利均等割賦償還
 償還期間 6月以上60月以内とし、6月を1単位とする。

(c) 利子補給制度（平成17年1月26日改正） ※（平成5年4月1日制度新設）

融資あっ旋制度の利用者に対し、返済利子の一部を利子補給する。
 利子補給利率 年0.95%
 支払期日 年2回（3月・9月）

○ 私道への布設

水洗化の普及促進を図るため、下記の条件を満たしている場合は、市において排水設備の築造及び管理を行う。ただし、官公社宅、公団住宅等の民有道路敷及び開発行為区域内は除く。

- (イ) 私道が無償で使用することについて、当該私道の所有者の全員が承諾していること。
- (ロ) 私道の幅員1.8m以上であり工事可能で道路としての形態を有していること。
- (ハ) 下水道への即時切替戸数が2戸以上であること。

へ 水洗化促進のための措置

(a) 水洗化助成金

イ 水洗化助成金交付状況

区分		年度		平成27	28	29	30	令和 元	2	3	4	
助成金 交付	件数	件		222	109	281	142	122	86	101	41	
	金額	千円		4,490	2,900	5,680	2,930	2,510	1,823	2,130	870	
助成金 交付内訳	水洗便所新設	件		222	97	281	142	122	85	101	41	
		千円		4,490	1,940	5,680	2,930	2,510	1,740	2,130	870	
	供用管布設工事	件		-	-	-	-	-	-	-	-	-
		千円		-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水路越し	上越し	件		-	12	-	-	-	-	-	-
			千円		-	960	-	-	-	-	-	-
		伏越し	件		-	-	-	-	-	1	-	-
			千円		-	-	-	-	-	83	-	-

ロ 助成金改正の推移

区分			昭和31.4.1	昭和37.4.1	昭和55.4.1	平成元.4.1	平成4.4.1	平成5.4.1	平成15.4.1	摘要
水洗便所 新設	公示3年 以内	市民税均等割又は 免除の場合	5,000	5,000	8,000	16,000	23,000	23,000	30,000	汲取式は公示3年以内、汲取式以外は公示1年以内を対象
		その他の場合	3,000	3,000	5,000	10,000	15,000	15,000	20,000	
	公示3年 経過後	市民税均等割又は 免除の場合	5,000	5,000	8,000	8,000	8,000	-	-	
		その他の場合	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000	-	-	
供用管布設工事				2,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
水路 越し	上越し	1.8メートル以上		7,000	25,000	48,000	-	-	-	水深の深さが1.5メートルを超える場合を対象とする
		2.0メートル以上		-	-	-	80,000	80,000	80,000	
		2.5メートル以上		-	30,000	59,000	89,000	89,000	89,000	
		2.7メートル以上		8,000	-	-	-	-	-	
		3.0メートル以上		-	35,000	70,000	105,000	105,000	105,000	
		3.5メートル以上		-	42,000	77,000	116,000	116,000	116,000	
	伏越し	3.6メートル以上		9,000	-	-	-	-	-	
		1.8メートル以上		10,000	10,000	45,000	83,000	83,000	83,000	水深の深さが1.4メートルを超える場合は20センチ増すごとに11,000円を加算する
		2.5メートル以上		-	20,000	56,000	87,000	87,000	87,000	
		2.7メートル以上		13,000	-	-	-	-	-	
		3.0メートル以上		-	70,000	99,000	91,000	91,000	91,000	
		3.5メートル以上		-	95,000	120,000	95,000	95,000	95,000	
3.6メートル以上		15,000	-	-	-	-	-			

注：摘要欄は平成4年4月1日より該当

平成11年12月13日より下水本管工事と同時に下水取付管を官民境界まで設置したものは除く

(b) 排水設備工事資金融資貸付状況

区分		年度		平成27	28	29	30	令和 元	2	3	4
融資	件数	件		0	1	0	0	0	0	0	0
	金額	千円		0	400	0	0	0	0	0	0

注：昭和62年度から新設した制度である。

(3) 流域下水道計画

イ 計画と岐阜市

昭和45年12月のいわゆる公害国会において下水道法が一部改正され、この改正により公害対策基本法による水質環境基準が設定された水域について、土地及び水利用の見通し等を勘案して流域別下水道整備総合計画が策定されることになった。

木曽川及び長良川流域を市町の行政区域にとらわれず広域的な環境整備を経済的かつ合理的に達成するため、昭和49年8月に本市を含む4市9町(市町合併により現在は4市6町)において木曽川右岸流域下水道の当初計画決定が行われた。

岐阜市分は、当初既設区域の中部処理区と4流域関連処理分区が決定されたが、昭和57年2月に中部処理区を除き、現在では、東部第1、東部第2、芥見、日置江、北東部、柳津東、柳津西、佐波及び高桑処理分区の合計2,860 haの計画である。

ロ 事業概要

- (a) 事業主体 岐阜県
- (b) 関連市町村 岐阜市、各務原市、美濃加茂市、可児市、笠松町
(4市6町) 坂祝町、八百津町、御嵩町、岐南町、川辺町
- (c) 排除方式 分流式
- (d) 全体計画内容

(令和5年3月31日)

計画規模	全体計画
計画処理区域面積	約 16,643 ha
計画人口	433,900 人
計画処理水量	日最大 222,640 m ³ /日
浄化センター	1 箇所
ポンプ場	4 箇所
幹線管渠延長	77,640 m

(e) 浄化センターの概要

(令和5年3月31日)

名称	岐阜県各務原浄化センター
位置	各務原市下切町、松本町、前渡西町及び前渡東町地内
敷地面積	約 37 ha
計画処理能力	日最大 228,000 m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法+急速ろ過法 嫌気・無酸素・好気法+急速ろ過法 ステップ流入式多段硝化脱窒法+凝集剤添加+急速ろ過法
放流先河川	木曽川、境川(長良川)
維持管理業務	(財)岐阜県浄水事業公社(平成2年9月20日設立)に委託

3 下水料金

(1) 料金表 (1か月につき)

令和2年4月1日改定

種 別	基本料金	従量料金 (1 m ³ につき)	
		10 m ³ までの分	10 m ³ を超える分
下水料金	980 円	10 m ³ までの分	31 円
		10 m ³ を超え20 m ³ までの分	120 円
汚水料	980 円	20 m ³ を超え50 m ³ までの分	133 円
		50 m ³ を超え500 m ³ までの分	140 円
		500 m ³ を超え10,000 m ³ までの分	148 円
		10,000 m ³ を超える分	155 円
公衆浴場汚水	980 円	10 m ³ までの分	7 円
		10 m ³ を超える分	24 円
水質料金	一定の水質以上の汚水を放流するものは、前記当該種別料金のほかにその濃度に応じて、1 m ³ につき240円以内においてこれを増徴する。		
雨水料金	雨水放流面積 1 m ² につき 1 か月 15 円 (管理者においてやむを得ないと認めたものに限る。)		
計測器料金	1 か月 1 個 20,000 円以内で管理者が定める額		
ディスポーザー料金	1 か月 1 台につき 400 円		

※上記料金は、消費税抜の額

※下水料金は、隔月の定例日（料金算定の基準日として、管理者が定めた日をいう。）に規定する2か月分を基準に算定して得た額に100分の110を乗じた額（1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とする。

※平成18年1月1日に合併した旧柳津町区域内の下水料金は、平成22年4月1日から旧岐阜市区域内の下水料金に統一した。

※ディスポーザー料金は、平成23年3月30日岐阜市下水道条例改正に伴うもの。（平成23年10月1日施行）

(2) 料金の平均改定率の推移

改正条例	H元.3.31 条例第35号	H5.12.24 条例第32号	H9.3.31 条例第28号	H9.12.19 条例第45号	H14.12.24 条例第54号	H24.3.29 条例第39号	H26.3.31 条例第47号	H27.12.14 条例第88号	H31.3.27 条例第44号	R元.12.17 条例第42号
改定年月	H元.8	H6.4	H9.6	H10.4	H15.4	H24.7	H26.4	H28.4	R元.10	R2.4
平均改定率	3.00%	36.58%	1.94%	7.42%	9.93%	2.97%	2.86%	10.24%	1.85%	11.58%

注(1)平成元年8月1日の改定は、平成元年4月1日の消費税法導入（3%）に伴うもの。

(2)平成9年6月1日の改定は、平成9年4月1日の消費税の引上げ（3%→5%）に伴うもの。

(3)平成26年4月1日の改定は、平成26年4月1日の消費税の引上げ（5%→8%）に伴うもの。

(4)令和元年10月1日の改定は、令和元年10月1日の消費税の引上げ（8%→10%）に伴うもの。

使用者が放流する汚水の量の認定は、次の区分による。

- 1 水道水を使用した場合においては、水道水の使用水量をもってその放流量とみなす。
- 2 井戸水等を使用した場合においては、計測（管理者の認める計測器による計測）にもとづく水量をもって放流量とみなす。
- 3 管理者が前各号によりがたいと認める場合は、管理者の認定する水量をもって放流量とみなす。
- 4 管理者は、第2号の計測をするため、適当な場所に計測のための装置を取り付けるものとする。この場合、使用者は、装置の取付けを拒み、又は妨げることはできない。

井戸水放流量認定基準表（1か月につき）

令和2年4月1日改定

種 別		水 量	
第1種	家事用	1人	12 m ³
		2人	19 m ³
		3人	25 m ³
		4人	27 m ³
		5人	30.5 m ³
		6人	38 m ³
第2種	学校・幼稚園・保育所用	廃止	
第3種	公衆浴場用	管理者の認定する量	
第4種	ア	病院	廃止
	イ	ホテル及び旅館	管理者の認定する量
	ウ	劇場、映画館その他興行場	定員に0.3 m ³ を乗じた量
	エ	管理者が定める職種	2人まで 30 m ³ 、以後1人増すごとに14 m ³ 加えた量
	オ	官公署、事務所及びイ、ウ、エに属さない営業	5人まで 21 m ³ 、6人以上10人まで 32 m ³ 、以後10人又はその端数ごとに13 m ³ 加えた量
	カ	個室付浴場	廃止

水道と井戸水併用時の放流量について（平成24年7月1日改定）

水道水と井戸水の合算使用量を放流量とする。

4 下水普及状況

(1) 年度別推移

区分 年度	行政区域内 (A)			処理区域内 (B)			水洗化 (C)			普及率 (B/A)	水洗化率 (C/B)	
	面積 ha	世帯数	人口 人	面積 ha	戸数	人口 人	面積 ha	戸数	人口 人			
14	19,512	155,662	410,128	6,114	132,420	327,320	100.0	121,149	297,100	100.0	79.8	90.8
15	19,512	157,116	410,400	6,739	140,270	339,830	100.1	122,563	292,030	98.3	82.8	85.9
16	19,512	158,625	410,493	6,814	143,550	346,640	100.1	126,161	300,020	101.0	84.4	86.6
17	20,289	163,814	422,087	7,332	150,940	363,440	102.9	131,075	310,530	104.5	86.1	85.4
18	20,289	165,811	422,593	7,511	155,780	371,070	103.0	135,086	316,670	106.6	87.8	85.3
19	20,289	166,909	421,759	7,557	158,540	372,790	102.8	137,858	319,100	107.4	88.4	85.6
20	20,289	167,943	420,891	7,563	159,700	373,710	102.6	140,280	323,660	108.9	88.8	86.6
21	20,289	169,116	419,847	7,588	161,840	373,210	102.4	142,402	324,800	109.3	88.9	87.0
22	20,289	170,356	419,306	7,632	163,200	374,740	102.2	143,567	326,180	109.8	89.4	87.0
23	20,289	171,713	418,498	7,701	165,630	376,700	102.0	145,450	327,530	110.2	90.0	86.9
24	20,289	172,111	416,750	7,740	167,520	378,860	101.6	147,299	329,840	111.0	90.9	87.1
25	20,289	173,006	415,113	7,793	169,770	380,180	101.2	148,571	329,940	111.1	91.6	86.8
26	20,360	174,490	414,382	7,864	174,530	382,090	101.0	150,201	329,990	111.1	92.2	86.4
27	20,360	175,371	412,589	7,896	175,760	381,350	100.6	151,622	330,000	111.1	92.4	86.5
28	20,360	177,102	412,254	7,971	179,300	384,630	100.5	153,525	330,500	111.2	93.3	85.9
29	20,360	178,392	410,297	7,985	181,680	383,520	100.0	155,788	330,540	111.3	93.5	86.2
30	20,360	179,872	408,970	8,000	183,810	383,260	99.7	157,815	330,760	111.3	93.7	86.3
元	20,360	179,872	408,109	8,004	185,470	382,890	99.5	159,168	330,630	111.3	93.8	86.4
2	20,360	183,288	406,407	8,008	187,530	381,770	99.1	160,994	329,740	111.0	93.9	86.4
3	20,360	183,506	402,965	8,020	189,010	379,200	98.3	163,165	328,930	110.7	94.1	86.7
4	20,360	185,365	401,294	8,023	190,780	377,800	97.8	164,506	327,980	110.4	94.1	86.8

注；指数は14年度を100とした人口に対しての数値である。

(2) 県庁所在地及び人口30万人以上都市の普及状況

(令和3年度末現在)

順位	都市名	普及率	人口	順位	都市名	普及率	人口	順位	都市名	普及率	人口
		%	千人			%	千人			%	千人
1※	横浜市	100.0	3,755	30※	所沢市	95.1	344	59※	佐賀市	81.1	229
1※	大阪市	100.0	2,730	31※	広島市	94.9	1,186	60※	四日市市	80.0	309
1※	尼崎市	100.0	459	32※	さいたま市	94.4	1,335	61※	水戸市	79.5	270
1※	豊中市	100.0	408	33※	岐阜市	94.1	403	62※	鹿児島市	78.4	599
5※	東京都	99.9	9,532	34※	長崎市	93.2	404	63※	松江市	78.3	198
5※	西宮市	99.9	482	35※	秋田市	93.0	302	64※	市川市	76.8	492
5※	吹田市	99.9	379	36※	長野市	90.8	370	65※	福山市	76.1	462
8※	福岡市	99.7	1,569	37※	姫路市	90.6	529	66※	富山市	74.4	410
8※	明石市	99.7	305	38※	熊本市	90.5	730	67※	豊田市	74.0	418
10※	川崎市	99.5	1,539	39※	船橋市	90.4	646	68※	郡山市	73.7	319
10※	高槻市	99.5	349	40※	千葉市	90.3	976	68※	鳥取市	73.7	184
12※	名古屋市	99.4	2,287	40※	柏市	90.3	431	70※	浜松市	72.4	794
12※	八王子市	99.4	561	42※	盛岡市	90.0	284	71※	高崎市	71.3	370
14※	札幌市	99.3	1,959	43※	宮崎市	89.1	400	71※	前橋市	71.3	332
15※	京都市	99.1	1,384	44※	川越市	88.9	353	73※	豊橋市	71.2	371
16※	東大阪市	99.0	481	45※	川口市	88.3	605	74※	春日井市	69.2	309
17※	町田市	98.9	431	46※	奈良市	88.1	352	75※	一宮市	68.7	381
18※	北九州市	98.7	931	46※	山形市	88.1	241	76※	岡山市	67.3	702
19※	仙台市	98.5	1,062	48※	静岡市	87.9	687	77※	福島市	66.7	272
19※	堺市	98.5	824	49※	松戸市	87.8	497	78※	山口市	66.6	188
21※	那覇市	98.3	317	49※	岡崎市	87.8	385	79※	大分市	66.2	476
22※	金沢市	98.0	447	51※	久留米市	86.8	302	80※	高知市	65.4	321
23※	横須賀市	97.9	390	52※	福井市	86.4	258	81※	松山市	65.1	506
24※	神戸市	97.7	1,511	53※	宇都宮市	84.6	517	82※	高松市	62.0	422
25※	枚方市	97.5	396	54※	新潟市	84.2	776	83※	いわき市	54.9	313
26※	旭川市	97.3	326	54※	越谷市	84.2	345	84※	津市	44.5	273
27※	相模原市	97.2	718	56※	甲府市	82.7	186	85※	和歌山市	37.9	361
28※	大津市	97.1	344	57※	倉敷市	81.8	479	86※	徳島市	28.4	250
29※	藤沢市	96.0	443	58※	青森市	81.4	273				
									全国平均		80.6%
									岐阜県平均		77.7%

注;普及率、人口は令和3年度地方公営企業年鑑による数値。

人口は行政区域内人口。

※印は法適用企業。

5 下水利用戸数

(1) 種別下水利用戸数の推移

種別 年度	家事用 (第1種)		学校・幼稚園・保育 所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3 種に該当しないもの (第4種)		計	
	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合
平成 25	132,735	89.4%	216	0.1%	9	0.0%	15,611	10.5%	148,571	100.0%
26	134,336	89.4%	221	0.2%	8	0.0%	15,636	10.4%	150,201	100.0%
27	135,679	89.5%	229	0.1%	7	0.0%	15,707	10.4%	151,622	100.0%
28	137,436	89.5%	231	0.2%	7	0.0%	15,851	10.3%	153,525	100.0%
29	139,471	89.5%	244	0.2%	7	0.0%	16,066	10.3%	155,788	100.0%
30	141,378	89.6%	251	0.2%	7	0.0%	16,179	10.2%	157,815	100.0%
令和 元	142,764	89.7%	252	0.2%	7	0.0%	16,145	10.1%	159,168	100.0%
2	144,664	89.8%	258	0.2%	7	0.0%	16,065	10.0%	160,994	100.0%
3	146,801	89.9%	259	0.2%	6	0.0%	16,099	9.9%	163,165	100.0%
4	148,240	90.1%	261	0.2%	6	0.0%	15,999	9.7%	164,506	100.0%

注：戸数は、年度末の数値である。

(2) 令和4年度下水利用戸数の種別・水供給形態別内訳

種別 供給	家事用 (第1種)		学校・幼稚園・保育 所用 (第2種)		公衆浴場用 (第3種)		第1種・第2種・第3 種に該当しないもの (第4種)		計		
	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	戸数(戸)	割合	
水道	128,151	84.9%	183	74.7%	1	16.7%	11,560	71.6%	139,895	83.7%	
井 水	計測器	3,593	2.4%	24	9.8%	0	0.0%	1,235	7.7%	4,852	2.9%
	認定	10,369	6.9%	0	0.0%	5	83.3%	1,386	8.6%	11,760	7.0%
併 用	水道と 計測器	2,942	2.0%	38	15.5%	0	0.0%	1,047	6.5%	4,027	2.4%
	水道と 認定	5,806	3.8%	0	0.0%	0	0.0%	902	5.6%	6,708	4.0%
計	150,861	100.0%	245	100.0%	6	100.0%	16,130	100.0%	167,242	100.0%	

注：戸数は、2・3月分の調定戸数のため、表(1)の年度末戸数とは一致しない。

6 年度別料金及び水量等の推移

区分 年度	下水料金		排水量(有収水量)		月平均利用戸数		年間1戸当たり			
	(円)	指数	(m ³)	指数	(戸)	指数	下水料金		排水量 指数	
							(円)	指数		
平成 25	5,209,108,222	100.0	45,013,187	100.0	150,605	100.0	34,588	100.0	299	100.0
26	5,270,894,265	101.2	44,315,524	98.5	152,280	101.1	34,613	100.1	291	97.3
27	5,257,079,549	100.9	43,986,921	97.7	154,038	102.3	34,128	98.7	286	95.7
28	5,795,767,205	111.3	44,033,465	97.8	155,708	103.4	37,222	107.6	283	94.6
29	5,812,967,683	111.6	44,097,906	98.0	157,711	104.7	36,858	106.6	280	93.6
30	5,838,411,415	112.1	44,209,458	98.2	159,786	106.1	36,539	105.6	277	92.6
令和 元	5,871,504,347	112.7	44,091,736	98.0	161,653	107.3	36,322	105.0	273	91.3
2	6,494,451,869	124.7	43,985,178	97.7	163,341	108.5	39,760	115.0	269	90.0
3	6,532,185,648	125.4	43,406,105	96.4	165,401	109.8	39,493	114.2	262	87.6
4	6,483,345,456	124.5	42,933,385	95.4	167,123	111.0	38,794	112.2	257	86.0

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 月平均利用戸数は年間調定戸数/6とする。

(4) 指数は平成25年度を100とした。

7 調定戸数1戸当たり料金及び水量表

(1) 1か月1戸当たり平均下水料金、排水量表

区分 年月	調定戸数 (戸)	下水料金		排水量		月末 下水利用戸数 (戸)
		月別下水料金 (円)	1か月1戸当たり 平均(円)	月別排水量 (m^3)	1か月1戸当たり 平均(m^3)	
令和 4年4月	92,660	576,451,282	3,111	3,844,982	20.7	164,036
5	74,515	497,462,135	3,338	3,278,068	22.0	164,165
6	92,956	584,783,279	3,145	3,892,648	20.9	164,448
7	74,296	509,020,605	3,426	3,350,082	22.5	164,649
8	92,527	586,883,926	3,171	3,906,969	21.1	164,667
9	74,326	505,965,848	3,404	3,326,969	22.4	164,863
10	92,615	576,644,702	3,113	3,828,179	20.7	164,797
11	74,401	503,079,718	3,381	3,305,702	22.2	164,944
12	92,789	578,468,045	3,117	3,853,416	20.8	165,169
5年1月	74,412	505,370,240	3,396	3,329,711	22.4	165,187
2	92,794	578,926,455	3,119	3,867,775	20.8	165,004
3	74,448	480,289,221	3,226	3,148,884	21.1	164,506
計	1,002,739	6,483,345,456	3,233	42,933,385	21.4	1,976,435
月平均	83,562	540,278,788	3,233	3,577,782	21.4	164,703

注 (1) 下水料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水料金は消費税込みの数値である。

(3) 隔月検針のため、偶数月と奇数月では検針区域が異なる。

(2) 種別・年度別1か月1戸当たり平均排水量

種別 年度	家事用 (第1種)			学校・幼稚園・保育所用 (第2種)			公衆浴場用 (第3種)			第1種・第2種・第3種に 該当しないもの (第4種)						計		
	年 調定戸数	年 間 排水量 m ³	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 排水量 m ³	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 排水量 m ³	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 排水量 m ³	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 排水量 m ³	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 排水量 m ³	1か月 1戸平均
平成 25	809,016	30,497,575	18.8	1,339	1,788,604	667.9	56	70,197	626.8	93,222	12,656,811	67.9	903,633	45,013,187	24.9			
26	817,930	30,013,366	18.3	1,335	1,627,062	609.4	49	66,559	679.2	94,366	12,608,537	66.8	913,680	44,315,524	24.3			
27	828,080	30,034,406	18.1	1,382	1,592,798	576.3	45	63,791	708.8	94,725	12,295,926	64.9	924,232	43,986,921	23.8			
28	837,340	30,080,517	18.0	1,396	1,646,889	589.9	42	61,306	729.8	95,474	12,244,753	64.1	934,252	44,033,465	23.6			
29	848,538	30,124,014	17.8	1,431	1,640,009	573.0	43	61,577	716.0	96,256	12,272,306	63.7	946,268	44,097,906	23.3			
30	859,484	30,133,277	17.5	1,487	1,703,997	573.0	42	61,078	727.1	97,706	12,311,106	63.0	958,719	44,209,458	23.1			
令和 元	870,867	30,101,033	17.3	1,506	1,780,485	591.1	42	61,191	728.5	97,508	12,149,027	62.3	969,923	44,091,736	22.7			
2	881,579	31,166,110	17.7	1,472	1,616,815	549.2	42	60,905	725.1	96,954	11,141,348	57.5	980,047	43,985,178	22.4			
3	893,863	30,806,351	17.2	1,496	1,590,630	531.6	42	60,748	723.2	97,008	10,948,376	56.4	992,409	43,406,105	21.9			
4	904,256	30,271,934	16.7	1,523	1,689,363	554.6	36	51,591	716.5	96,924	10,920,497	56.3	1,002,739	42,933,385	21.4			

(3) 種別・年度別1か月1戸当たり平均下水道料金

種別 年度	家事用 (第1種)			学校・幼稚園・保育所用 (第2種)			公衆浴場用 (第3種)			第1種・第2種・第3種に該当しないもの (第4種)			計		
	年 調定戸数	年 間 下水道料金	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 下水道料金	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 下水道料金	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 下水道料金	1か月 1戸平均	年 調定戸数	年 間 下水道料金	1か月 1戸平均
平成 25	809,016	3,453,622,790	2,134	1,339	214,976,295	80,275	56	1,492,028	13,322	93,222	1,539,017,109	8,255	903,633	5,209,108,222	2,882
26	817,930	3,493,888,972	2,136	1,335	200,447,008	75,074	49	1,447,374	14,769	94,366	1,575,110,911	8,346	913,680	5,270,894,265	2,884
27	828,080	3,517,561,041	2,124	1,382	197,438,224	71,432	45	1,386,653	15,407	94,725	1,540,693,631	8,132	924,232	5,257,079,549	2,844
28	837,340	3,869,487,416	2,311	1,396	227,927,512	81,636	42	1,464,480	17,434	95,474	1,696,887,797	8,887	934,252	5,795,767,205	3,102
29	848,538	3,879,029,053	2,286	1,431	227,176,892	79,377	43	1,470,720	17,101	96,256	1,705,291,018	8,858	946,268	5,812,967,683	3,072
30	859,484	3,887,330,526	2,261	1,487	233,453,588	78,498	42	1,458,766	17,366	97,706	1,716,168,535	8,782	958,719	5,838,411,415	3,045
令和 元	870,867	3,919,358,460	2,250	1,506	246,691,589	81,903	42	1,470,235	17,503	97,508	1,703,984,063	8,738	969,923	5,871,504,347	3,027
2	881,579	4,498,341,257	2,551	1,472	251,159,492	85,312	42	1,657,598	19,733	96,954	1,743,293,522	8,990	980,047	6,494,451,869	3,313
3	893,863	4,539,520,237	2,539	1,496	250,166,545	83,612	42	1,686,752	20,080	97,008	1,740,812,114	8,973	992,409	6,532,185,648	3,291
4	904,256	4,477,704,875	2,476	1,523	267,356,939	87,773	36	1,435,501	19,938	96,924	1,736,848,141	8,960	1,002,739	6,483,345,456	3,233

注 (1) 下水道料金は検針等に基づいて算出した料金である。

(2) 下水道料金は消費税込みの数値である。

8 計測器取付状況

(1) 年度別計測器取付状況と計測器による計測排水量

区分 年度	時間計 100V			時間計 200V			その他の計測器			合 計			計測器による 計測排水量 m ³
	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	市有品	先方品	計	
平成 20	5		5	522	8	530	4,638	1,165	5,803	5,165	1,173	6,338	6,971,626
21	5		5	501	10	511	4,798	936	5,734	5,304	946	6,250	6,954,003
22	4		4	479	10	489	4,997	913	5,910	5,480	923	6,403	6,831,921
23	4		4	469	10	479	5,191	904	6,095	5,664	914	6,578	6,829,849
24	4		4	462	10	472	5,742	892	6,634	6,208	902	7,110	7,152,740
25	4		4	458	10	468	6,114	906	7,020	6,576	916	7,492	7,533,743
26	4		4	446	10	456	6,307	905	7,212	6,757	915	7,672	9,129,833
27	2		2	440	8	448	6,397	906	7,303	6,839	914	7,753	10,373,785
28	1		1	425	9	434	6,473	902	7,375	6,899	911	7,810	12,537,146
29	1		1	408	9	417	6,604	901	7,505	7,013	910	7,923	8,492,647
30	1		1	404	9	413	6,627	895	7,522	7,032	904	7,936	8,523,480
令和 元	1		1	394	9	403	6,666	887	7,553	7,061	896	7,957	8,451,178
2	1		1	386	9	395	6,672	881	7,553	7,059	890	7,949	7,647,658
3	1	1	2	377	9	386	6,711	891	7,602	7,089	901	7,990	7,446,142
4	1		1	370	9	379	6,755	934	7,689	7,126	943	8,069	7,323,774

注 個数は、各年度末の数値である。

(2) 口径別等計測器明細

令和5年3月31日現在(単位:個)

区 分		市 有 品	先 方 品	計	
時 間 計	100V	1 (0)	0 (0)	1 (0)	
	200V	370 (2)	9 (0)	379 (2)	
	計	371 (2)	9 (0)	380 (2)	
そ の 他 の 計 測 器	堰 式 流 量 計	1 (0)	2 (0)	3 (0)	
	水 道 メ ー タ ー	13mm	334 (4)	147 (62)	481 (66)
		20mm	4,174 (1)	274 (63)	4,448 (64)
		25mm	1,580 (5)	130 (56)	1,710 (61)
		30mm	9 (0)	61 (33)	70 (33)
		40mm	452 (5)	112 (41)	564 (46)
		50mm	156 (1)	85 (24)	241 (25)
		65mm	0 (0)	21 (7)	21 (7)
		75mm	32 (0)	41 (7)	73 (7)
		100mm	11 (0)	25 (3)	36 (3)
		125mm	0 (0)	1 (0)	1 (0)
		150mm	0 (0)	3 (0)	3 (0)
		250mm	0 (0)	2 (0)	2 (0)
小 計	6,748 (16)	902 (296)	7,650 (312)		
電 磁 式 流 量 計	6	30	36		
計	6,755 (16)	934 (296)	7,689 (312)		
合 計	7,126 (18)	943 (296)	8,069 (314)		

注 () は、減量用計測器を再掲したものである。

9 年度別水質料金対象事業場の排水量及び水質料金

区分 年度	水質料金対象事業場		
	件数	排水量 m ³	水質料金 円
平成 20	7	180,697	6,648,870
21	8	137,205	5,558,565
22	4	105,250	3,547,455
23	3	113,295	5,265,480
24	4	147,147	7,793,975
25	3	205,513	11,909,385
26	1	75,876	4,258,620
27	3	100,112	5,961,030
28	3	42,920	2,282,865
29	2	38,365	1,726,425
30	3	90,542	4,074,390
令和 元	3	103,520	2,929,035
2	3	76,253	2,113,065
3	0	—	—
4	0	—	—

注 水質料金は消費税抜きの数値である。

10 管渠布設延長(汚水)

令和5年3月31日現在(単位:m)

区分 口径	中部処理区	北部処理区	南部処理区	北西部処理区	流域関連処理分区 (旧柳津町込)	合 計
φ 2,100mm			482.65			482.65
φ 1,800mm			505.52	231.17		736.69
φ 1,650mm			1,214.94			1,214.94
φ 1,600mm	133.00					133.00
φ 1,500mm	909.90	605.05	1,073.13	972.65		3,560.73
φ 1,350mm	140.34	2,130.27	285.86	3,195.14	359.54	6,111.15
φ 1,200mm		781.48	4,197.39			4,978.87
φ 1,100mm	498.29		1,691.62	1,263.20	431.75	3,884.86
φ 1,000mm	597.20	5,035.92	4,877.98	341.02	5,568.17	16,420.29
φ 900mm	2,019.87	154.82	1,146.86	4,457.40	2,238.19	10,017.14
φ 800mm	5,289.44	5,278.22	2,603.24	2,402.23	12,672.76	28,245.89
φ 700mm	2,117.50	2,182.32	5,026.93	3,202.39	2,555.60	15,084.74
φ 600mm	1,145.12	5,865.90	3,541.98	3,144.69	3,256.89	16,954.58
φ 530mm	600.69					600.69
φ 500mm	13.00	2,833.21	4,696.07	3,867.45	2,808.49	14,218.22
φ 450mm	2,217.61	1,599.27	2,418.60	(△ 1.60) 2,614.59	2,857.93	(△ 1.60) 11,708.00
φ 400mm	256.45	2,977.45	4,155.81	6,814.76	7,295.65	21,500.12
φ 380mm	(△ 208.80) 5,128.74		(△ 192.85) 3,790.86		89.40	(△ 401.65) 9,009.00
φ 350mm	92.59	4,832.36	(183.03) 9,231.17	(△ 10.40) 3,206.03	9,845.38	(172.63) 27,207.53
φ 300mm	(△ 52.65) 9,654.26	9,413.37	(△ 6.77) 12,538.53	(△ 1.80) 4,003.38	10,060.92	(△ 61.22) 45,670.46
φ 250mm	(84.90) 2,846.54	(△ 0.40) 17,745.52	(5.12) 23,585.62	9,955.04	37,626.92	(89.62) 91,759.64
φ 230mm	(△ 1,390.17) 44,930.68		8,824.98		1,275.72	(△ 1,390.17) 55,031.38
φ 200mm	(1,800.31) 65,874.98	(97.37) 351,654.25	(597.01) 425,097.86	(1,072.72) 267,923.55	(874.58) 548,793.88	(4,441.99) 1,659,344.52
φ 180mm	36.40		76.36			112.76
φ 150mm	(△ 187.97) 28,284.68	(86.13) 56,128.55	(691.27) 61,205.25	(629.16) 26,957.95	(572.06) 33,878.58	(1,790.65) 206,455.01
φ 100mm	520.63	565.33	183.92		874.78	2,144.66
φ 80(75)mm	39.63	164.36	(4.20) 185.49	136.82	369.25	(4.20) 895.55
合 計	(45.62) 173,347.54	(183.10) 469,947.65	(1,281.01) 582,638.62	(1,688.08) 344,689.46	(1,446.64) 682,859.80	(4,644.45) 2,253,483.07

注;上段()は、当年度布設及び廃管延長を再掲したものである。

令和3年度繰越を含み、令和4年度繰越を含まない。

11 プラント処理水量・ポンプ揚水量及び電力
(1) 年度別推移

年	処 理 水 量 (m ³)						揚 水 量 (m ³)						電 力 量 (kWh)									
	処 理 場			揚 水 場			処 理 場			揚 水 場			電 力 場			揚 水 場						
	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指 数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指 数	北 部 プラント	中 部 プラント	北 西 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	指 数	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	指 数	
平成																						
25	8,659,530	14,086,990	20,969,145	3,817,365	47,533,030	1.0	3,677,796	569,376	4,247,172	1.0	2,362,504	7,121,520	2,192,190	7,798,848	2,192,190	19,475,062	1.0	98,482	23,075	121,557	1.0	
26	8,416,720	13,556,930	21,561,020	3,831,792	47,366,462	1.0	3,617,544	514,671	4,132,215	1.0	2,457,444	7,485,792	2,135,800	7,790,064	2,135,800	19,869,100	1.0	98,434	20,974	119,408	1.0	
27	9,692,430	13,526,090	20,626,570	3,817,553	47,662,643	1.0	3,706,884	503,222	4,210,106	1.0	3,149,206	7,053,792	2,170,620	7,566,432	2,170,620	19,940,050	1.0	97,224	20,353	117,577	1.0	
28	9,791,840	13,004,640	19,300,220	3,847,062	45,943,762	1.0	3,760,200	531,420	4,291,620	1.0	3,135,592	6,893,064	2,194,650	7,726,632	2,194,650	19,949,938	1.0	98,352	21,528	119,880	1.0	
29	10,146,710	12,905,390	18,501,512	4,070,656	45,624,268	1.0	3,861,936	549,691	4,411,627	1.0	3,216,454	7,079,532	2,235,140	7,773,508	2,235,140	20,304,634	1.0	100,580	21,488	122,068	1.0	
30	8,665,020	13,073,560	21,488,230	3,922,736	47,149,546	1.0	3,942,882	567,240	4,510,122	1.1	2,975,238	7,036,249	2,262,930	7,976,992	2,262,930	20,251,409	1.0	102,816	20,459	123,275	1.0	
令和																						
元	7,420,530	12,721,288	22,278,630	3,962,940	46,383,388	1.0	4,155,970	542,977	4,698,947	1.1	2,895,005	6,969,308	2,167,780	8,179,229	2,167,780	20,211,322	1.0	108,188	19,276	127,464	1.0	
2	8,113,900	12,867,799	21,978,930	4,100,374	47,061,003	1.0	4,220,280	562,339	4,782,619	1.1	2,802,239	7,002,547	2,251,090	8,373,763	2,251,090	20,429,639	1.0	113,242	20,863	134,105	1.1	
3	8,889,110	13,125,020	19,265,470	4,149,107	45,428,707	1.0	4,238,514	574,832	4,813,346	1.1	3,157,071	7,554,649	2,245,420	7,395,870	2,245,420	20,353,010	1.0	113,292	24,762	138,054	1.1	
4	9,064,380	13,221,210	18,350,360	4,124,941	44,760,891	0.9	4,434,696	573,767	5,008,463	1.2	3,179,469	7,127,971	2,259,390	7,365,146	2,259,390	19,931,976	1.0	118,076	24,350	142,426	1.2	

注：指数は平成25年度を1.0とした。

(2) 令和4年度月別推移

区分 年月	処 理 水 量 (m³)				揚 水 量 (m³)				電 力 量 (kWh)							
	処 理 場				ポ ン プ 場				処 理 場			ポ ン プ 場				
	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計	中 部 プラント	北 部 プラント	南 部 プラント	北 西 部 プラント	計	須 賀 ポンプ場	則 武 ポンプ場	計
令和 4年	696,860	991,800	1,383,260	328,036	3,399,956	348,876	38,963	387,839	250,312	602,830	648,470	191,200	1,692,812	9,384	1,784.7	11,168.7
5	755,570	1,167,660	1,506,940	348,084	3,778,254	346,680	42,978	389,658	252,619	638,674	538,145	198,850	1,628,288	9,312	1,878.4	11,190.4
6	751,170	1,223,940	1,497,540	343,889	3,816,539	320,598	50,218	370,816	252,930	682,432	490,476	192,180	1,618,018	8,640	2,072.7	10,712.7
7	1,030,270	1,454,130	2,089,290	402,990	4,976,680	486,036	64,225	550,261	279,520	698,328	529,399	212,650	1,719,897	13,032	2,425.8	15,457.8
8	893,020	1,329,780	1,886,210	391,944	4,500,954	352,278	63,195	415,473	267,494	609,545	632,424	207,220	1,716,683	9,456	2,425.1	11,881.1
9	846,330	1,182,610	1,900,700	364,917	4,294,557	387,936	52,248	440,184	250,743	542,674	621,226	191,060	1,605,703	10,416	2,101.2	12,517.2
10	747,150	1,016,060	1,499,200	340,344	3,602,754	375,732	43,291	419,023	256,661	562,238	650,136	177,570	1,646,605	10,080	1,919.6	11,999.6
11	700,070	1,008,730	1,357,780	324,493	3,391,073	364,320	40,789	405,109	266,660	551,501	620,405	169,050	1,607,616	9,768	1,880.8	11,648.8
12	692,390	1,008,820	1,395,780	330,658	3,427,648	371,142	41,509	412,651	273,837	585,542	657,290	184,110	1,700,779	9,754	1,911.3	11,665.3
5年 1月	662,180	973,550	1,297,880	324,272	3,257,882	364,068	48,595	412,663	277,659	576,257	653,114	184,500	1,691,530	9,720	2,087.1	11,807.1
2	611,860	878,300	1,190,790	298,695	2,979,645	340,848	48,055	388,903	255,784	511,838	640,927	166,200	1,574,749	8,952	2,011.5	10,963.5
3	677,510	985,740	1,344,990	326,619	3,334,859	376,182	39,701	415,883	295,250	566,112	683,134	184,800	1,729,296	9,562	1,851.5	11,413.5
計	9,064,380	13,221,120	18,350,360	4,124,941	44,760,801	4,434,696	573,767	5,008,463	3,179,469	7,127,971	7,365,146	2,259,390	19,931,976	118,076	24,349.7	142,425.7

日最大	上半期	(m³)	(m³)	(m³)	(m³)	(m³)	(m³)	令和4年9月23日
	54,630	68,470	116,020	14,904	254,024			
処理量	下半期	(m³)	(m³)	(m³)	(m³)	(m³)	(m³)	令和4年11月29日
	36,060	50,450	70,060	12,132	168,702			
晴天時	25,720	38,670	58,560	11,645	134,595			令和4年7月26日

12 プラント統計(脱水ケーキ量、焼却ケーキ量、重油使用量等)
(1)年度別推移

年度	平成25										
	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4		
中部 プラント	処理水量	m ³	8,659,530	9,692,430	9,791,840	10,146,710	8,665,020	8,113,900	8,889,110	9,064,380	
	脱水ケーキ量	t	5,069	4,551	5,094	4,523	3,987	3,486	4,118	4,048	
	電力量	kWh	2,362,504	3,149,206	3,135,592	3,216,454	2,975,238	2,895,005	2,802,239	3,157,071	3,179,469
北部 プラント	処理水量	m ³	14,086,990	13,526,090	13,004,640	12,905,390	13,073,560	12,721,288	12,867,799	13,125,020	13,221,210
	脱水ケーキ量	t	9,463	9,707	8,363	8,890	9,181	8,491	8,582	8,777	9,727
	焼却ケーキ量	t	14,803	14,911	13,400	14,937	13,156	12,563	12,069	17,323	15,473
	重油使用量	l	703,809	700,656	662,306	835,747	886,651	674,779	596,629	813,624	679,968
	焼却灰発生量	t	476	423	436	424	480	513	564	534	380
	りん回収量	kg	227,128	228,940	156,322	156,291	140,865	129,837	149,338	73,480	37,335
電力量	kWh	7,121,520	7,053,792	6,893,064	7,079,532	7,036,249	6,969,308	7,002,547	7,554,649	7,127,971	
南部 プラント	処理水量	m ³	20,969,145	20,626,570	19,300,220	18,501,512	21,488,230	22,278,630	21,978,930	19,265,470	18,350,360
	脱水ケーキ量	t	11,957	10,709	11,015	10,817	12,232	11,526	11,099	9,921	9,087
	焼却ケーキ量	t	11,686	10,080	11,015	9,342	12,232	11,051	11,099	5,493	6,934
	重油使用量	l	496,940	408,030	502,650	485,280	510,050	417,990	601,860	292,430	355,880
	焼却灰発生量	t	238	194	213	160	222	212	214	110	128
	電力量	kWh	7,798,848	7,566,432	7,726,632	7,773,508	7,976,992	8,179,229	8,373,763	7,395,870	7,365,146
北 西部 プラント	処理水量	m ³	3,817,365	3,817,553	3,847,062	4,070,656	3,922,736	3,962,940	4,100,374	4,149,107	4,124,941
	電力量	kWh	2,192,190	2,170,620	2,194,650	2,235,140	2,262,930	2,167,780	2,251,090	2,245,420	2,259,390
	処理水量	m ³	47,533,030	47,662,643	45,943,762	45,624,268	47,149,546	46,383,388	47,061,003	45,428,707	44,760,891
プラント 計	脱水ケーキ量	t	26,490	25,023	24,472	24,230	25,400	23,615	23,167	22,816	22,862
	焼却ケーキ量	t	26,489	24,020	24,415	24,279	25,388	23,614	23,168	22,816	22,407
	重油使用量	l	1,200,749	1,140,081	1,164,956	1,321,027	1,396,701	1,092,769	1,198,489	1,106,054	1,035,848
	焼却灰発生量	t	714	617	649	584	702	725	777	643	508
電力量	kWh	19,475,062	19,940,050	19,949,938	20,304,634	20,251,409	20,211,322	20,429,639	20,353,010	19,931,976	
流域関連処理水量	m ³	11,352,789	11,388,217	10,902,850	10,904,807	11,044,399	11,010,756	11,567,885	11,502,046	11,275,390	

(2) 令和4年度月別推移

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
中部 プラント	処理水量	696,860	755,570	751,170	1,030,270	893,020	846,330	747,150	700,070	662,180	611,860	677,510	9,064,380	
	脱水ケーク量	346.40	343.44	357.19	354.14	375.14	259.82	357.10	369.61	341.50	209.52	412.12	4,048.19	
	電力量	250,312	252,619	252,930	279,520	267,494	250,743	256,661	266,660	273,837	277,659	255,784	3,179,469	
北部 プラント	処理水量	991,800	1,167,660	1,223,940	1,454,130	1,329,870	1,182,610	1,016,060	1,008,820	973,550	878,300	985,740	13,221,210	
	脱水ケーク量	755.49	763.11	776.37	682.18	780.78	795.81	849.05	945.57	808.08	576.82	1,092.55	9,726.60	
	焼却ケーク量	1,102.00	1,598.90	1,959.40	1,823.40	1,155.30	1,055.50	1,206.10	1,314.90	1,222.80	1,149.60	752.00	15,472.50	
	重油使用量	59,958	67,044	85,418	73,751	52,442	38,535	58,742	50,099	53,908	51,436	37,922	50,713	679,968
	焼却灰発生量	60.90	42.70	50.70	51.00	36.10	28.10	16.30	30.40	23.30	16.20	4.80	19.50	380.00
	りん回収量	4,585	4,585	4,585	1,310	5,240	0	4,585	0	2,620	8,515	1,310	0	37,335
電力量	602,830	638,674	682,432	698,328	609,545	542,674	562,238	551,501	585,542	576,257	511,838	566,112	7,127,971	
南部 プラント	処理水量	1,383,260	1,506,940	1,497,540	2,089,290	1,886,210	1,900,700	1,499,200	1,357,780	1,297,880	1,190,790	1,344,990	18,350,360	
	脱水ケーク量	870.21	570.49	825.48	786.68	682.00	759.30	763.70	756.50	613.40	804.50	921.50	9,087.46	
	焼却ケーク量	870.21	29.60	0.00	0.00	682.00	759.30	763.70	756.50	733.70	613.40	804.50	6,934.41	
	重油使用量	37,730	1,080	0	8,820	38,300	32,530	36,800	36,290	38,400	35,490	44,540	355,880	
	焼却灰発生量	14.00	3.30	0.10	0.00	8.20	14.50	19.00	13.70	14.20	10.30	14.20	16.20	127.70
	電力量	648,470	538,145	490,476	529,399	632,424	621,226	650,136	620,405	657,290	653,114	640,927	683,134	7,365,146
北 西 部 ト	処理水量	328,036	348,084	343,889	402,990	391,944	364,917	340,344	324,493	324,272	298,695	326,619	4,124,941	
	電力量	191,200	198,850	192,180	212,650	207,220	191,060	177,570	169,050	184,110	184,500	184,800	2,259,390	
	処理水量	3,399,956	3,778,254	3,816,539	4,976,680	4,501,044	4,294,557	3,602,754	3,391,073	3,427,648	3,257,882	2,979,645	44,760,891	
プラント 計	脱水ケーク量	1,972.1	1,677.0	1,959.0	1,823.0	1,837.9	1,814.9	1,969.9	2,071.7	1,956.7	1,763.0	2,426.2	22,862.3	
	焼却ケーク量	1,972.2	1,628.5	1,959.4	1,823.4	1,837.3	1,814.8	1,969.8	2,071.4	1,956.5	1,763.0	2,054.1	22,406.9	
	重油使用量	97,688	68,124	85,418	82,571	90,742	71,065	95,542	86,389	92,308	86,926	83,822	1,035,848	
	焼却灰発生量	74.90	46.00	50.80	51.00	44.30	42.60	35.30	44.10	37.50	26.50	19.00	507.70	
電力量	1,692,812	1,628,288	1,618,018	1,719,897	1,716,683	1,605,703	1,646,605	1,607,616	1,700,779	1,691,530	1,574,749	1,729,296	19,931,976	
流域関連処理水量	763,079	999,390	970,030	1,204,163	1,214,338	1,108,443	929,471	825,498	850,625	829,238	748,377	832,738	11,275,390	

13 各務原浄化センター流入汚水量

令和4年度月別流入汚水量

単位:m³

区 分	浄化センター	長良川幹線		木曽川幹線	その他
		岐阜市	各務原市の 一部、岐南 町、笠松町	各務原市の 一部、美濃加 茂市、可児 市、坂祝町等	
4年 4月	3,295,210	763,079	898,841	1,618,195	15,095
5月	4,274,406	999,390	1,155,682	2,101,495	17,839
6月	4,065,276	970,030	1,127,248	1,946,901	21,097
7月	5,426,209	1,204,163	1,665,350	2,533,412	23,284
8月	5,308,349	1,214,338	1,600,596	2,467,635	25,780
9月	4,900,589	1,108,443	1,419,392	2,345,800	26,954
10月	3,946,267	929,471	1,151,704	1,836,020	29,072
11月	3,538,588	825,498	1,068,800	1,624,087	20,203
12月	3,659,500	850,625	1,080,436	1,710,478	17,961
5年 1月	3,471,037	829,238	1,011,067	1,614,962	15,770
2月	3,147,958	748,377	906,858	1,478,902	13,821
3月	3,515,488	832,738	977,738	1,687,892	17,120
4年度合計	48,548,877	11,275,390	14,063,712	22,965,779	243,996
3年度合計	49,810,495	11,567,885	14,124,213	23,869,170	249,227

注：その他は、浄化センター及び長森、岐南、川島、兼山ポンプ場での冷却水や雑排水等である。

14 排水設備工事施工状況の推移

(単位:件)

区分	年度											
	平成25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4		
汚水・水洗便所新設	3,136	3,095	2,915	2,996	3,393	3,029	3,429	2,771	2,912	3,068		
水洗便所新設	24	20	20	13	21	13	28	32	34	36		
汚水新設	12	16	12	11	16	7	20	9	25	16		
水洗便所増設	41	34	45	27	29	35	23	27	15	31		
汚水増設	20	23	22	15	10	6	8	4	4	6		
位置変更・その他	414	234	212	240	240	137	211	132	105	150		
計	3,647	3,422	3,226	3,302	3,709	3,227	3,719	2,975	3,095	3,307		

15 修繕件数

(1) 公道分修繕件数

区分 年度	人孔	下水管	下水管詰り	取付管詰り	工事立会	計
19	922	88	87	56	4,778	5,931
20	906	122	111	64	5,747	6,950
21	917	108	88	64	5,364	6,541
22	864	101	89	50	5,020	6,124
23	774	130	102	48	4,268	5,322
24	762	130	95	47	3,897	4,931
25	724	75	75	63	3,328	4,265
26	678	48	142	57	3,036	3,961
27	731	47	119	65	3,239	4,201
28	564	46	139	66	3,045	3,860
29	591	32	163	67	3,085	3,938
30	436	25	172	90	3,176	3,899
元	650	34	164	99	2,904	3,851
2	623	20	126	149	2,098	3,016
3	527	17	210	129	2,302	3,185
4	669	18	132	131	3,145	4,095

注：平成12年4月1日より宅地内修繕を廃止。岐阜市下水道排水設備指定工事店等で対応（有料）

16 下水の水質等の状況

令和4年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試験項目	試料名	中部プラント		北部プラント		排水基準
		流入水	放流水	流入水	放流水	
気温	(°C)	19.8	19.8	20.8	20.8	-
水温	(°C)	20.9	22.1	22.1	23.8	-
外観		淡黄色	殆ど無色	黄褐色	殆ど無色	-
透視度	(度)	5.4	50以上	4.3	48	-
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	し尿臭	殆ど無臭	-
水素イオン濃度(pH)		7.2	6.9	7.0	6.8	5.8~8.6
生物学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	200	3.4	320	8.7	15
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	100	8.3	160	8.4	(30[20] *1)
浮遊物質(SS)	(mg/L)	130	3	320	4	40
ノルマルヘキササン抽出物質含有量	(mg/L)	12	0.5	24	0.7	鉱油5,動植物油30
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5
銅含有量	(mg/L)	0.03	不検出	0.06	不検出	3
亜鉛含有量	(mg/L)	0.06	0.03	0.10	0.04	2
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.90	不検出	0.11	0.04	10
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.01	0.02	0.01	0.03	10
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2
大腸菌群数	(個/cm ³)	80,000	130	140,000	220	3,000
窒素含有量	(mg/L)	34.9	2.0	46.1	6.4	(20[15] *2)
リン含有量	(mg/L)	5.3	0.8	10.5	0.7	1.5
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
有機リン化合物	(mg/L)		不検出		不検出	1
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005
アルキル水銀化合物	(mg/L)		不検出		不検出	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)		不検出		不検出	0.003
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02
チウラム	(mg/L)		不検出		不検出	0.06
シマジン	(mg/L)		不検出		不検出	0.03
チオベンカルブ	(mg/L)		不検出		不検出	0.2
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.03	不検出	0.03	0.03	10
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素 (mg/L)	20.2	0.4	21.6	1.1	100 *3
	亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.1	不検出	不検出	0.7	
	硝酸性窒素 (mg/L)	0.2	0.5	0.1	2.7	

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)*2は、中部プラント及び北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

令和4年度 下水水質試験成績表 (年平均)

試験項目	試料名	南部プラント		北西部プラント		排水基準	
		流入水	放流水	流入水	放流水		
気温	(°C)	18.2	18.2	20.3	20.3	-	
水温	(°C)	21.1	22.3	21.8	22.7	-	
外観		淡黄色	殆ど無色	淡黄色	殆ど無色	-	
透視度	(度)	5.8	48	5.7	50以上	-	
臭気		微し尿臭	殆ど無臭	微し尿臭	殆ど無臭	-	
水素イオン濃度(pH)		7.3	6.7	7.0	6.6	5.8~8.6	
生物学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	230	7.1	210	2.3	15	
化学的酸素要求量(COD)	(mg/L)	100	8.3	103	7.5	(30[20] * ₁)	
浮遊物質(SS)	(mg/L)	134	6	120	不検出	40	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量	(mg/L)	12	0.7	17	0.6	鉱油5,動植物油30	
フェノール類含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	5	
銅含有量	(mg/L)	不検出	不検出	0.05	不検出	3	
亜鉛含有量	(mg/L)	0.06	0.04	0.09	0.04	2	
溶解性鉄含有量	(mg/L)	0.40	0.07	0.15	0.04	10	
溶解性マンガン含有量	(mg/L)	0.03	0.02	0.02	0.04	10	
クロム含有量	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	2	
大腸菌群数	(個/cm ³)	50,000	70	130,000	162	3,000	
窒素含有量	(mg/L)	41.6	8.3	38.8	6.2	(20[15] * ₂)	
リン含有量	(mg/L)	7.0	0.6	3.9	0.2	1.5	
カドミウム及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.03	
シアン化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1	
有機リン化合物	(mg/L)		不検出		不検出	1	
鉛及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
六価クロム化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5	
砒素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.005	
アルキル水銀化合物	(mg/L)		不検出		不検出	検出されないこと	
ポリ塩化ビフェニル	(mg/L)		不検出		不検出	0.003	
トリクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
テトラクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
ジクロロメタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.2	
四塩化炭素	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	3	
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.06	
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02	
チウラム	(mg/L)		不検出		不検出	0.06	
シマジン	(mg/L)		不検出		不検出	0.03	
チオベンカルブ	(mg/L)		不検出		不検出	0.2	
ベンゼン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
セレン及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1	
ふっ素及びその化合物	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	8	
ほう素及びその化合物	(mg/L)	0.03	0.02	0.04	0.03	10	
1,4-ジオキサン	(mg/L)	不検出	不検出	不検出	不検出	0.5	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素	(mg/L)	20.7	0.2	24.4	0.2	100 * ₃
	亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.2	不検出	不検出	不検出	
	硝酸性窒素	(mg/L)	0.2	5.9	0.2	4.6	

注(1)排水基準は、下水道法第8条に定める放流水の水質基準を示す。

(2)*1 は、水質汚濁防止法第4条の5に基づき平成19年6月18日岐阜県告示第437号で示された総量規制基準に係る濃度を示す。

処理方法により基準が異なる。中部、北西部プラントは20、その他の処理場は30。

(3)*2は、中部プラント及び北西部プラントは15、その他の処理場は20。

(4)*3 は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量を示す。

用語の解説

1 水素イオン濃度 (pH)

水が、酸性かアルカリ性を示すものです。
pH 7は中性で、7より大きい値はアルカリ性、7より小さい値は酸性です。

4 浮遊物質量 (SS)

水の中にある、固形物の量です。
この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

2 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水の中の有機物が、微生物の働きにより分解されるときに、必要な酸素の量のことです。
この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

5 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

水中の油分の量です。
鉱油類と、動植物の油脂との、合計した量のことです。
この数値が大きいと、下水道管のつまり、悪臭や爆発の原因となります。

3 化学的酸素要求量 (COD)

水の中の有機物が、酸化剤（過マンガン酸カリウム）で、分解されるときに必要な酸素の量です。
この数値が大きいほど水が汚れていて、小さいほど水はきれいです。

6 フェノール類含有量

フェノール類は、フェノール（石炭酸）・フェノール化合物の総称です。
フェノール化合物は、クレゾール液や消毒用薬剤に使われています。
この数値が大きいと、悪臭の原因となります。